

# 栃木県ライフル射撃協会 会則

## 第1章 総 則

第1条（名 称） 本会は、栃木県ライフル射撃協会と称する。

第2条（事 務 所） 本会の事務所を、宇都宮市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条（目 的） 本会は、文化国家において高尚なスポーツとして盛んに行われているライフル射撃競技を健全に普及発達させると共に、これを通して心身を鍛錬しフェアプレーの精神と質実剛健の気風を涵養する事を目的とする。

第4条（定 義） この会則で定めるライフル射撃とは、次の銃器を使用する標的射撃をいう。

- (1) 火薬銃 ラージボア・ライフル， スモールボア・ライフル
- (2) 空気銃 エア・ライフル， エア・ハンド・ライフル  
エア・ピストル
- (3) けん銃 ラピッドファイヤー・ピストル， フリー・ピストル  
センターファイヤー・ピストル
- (4) 光線銃 ビーム・ライフル， ビーム・ピストル

第5条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県内において行われるスポーツとしてのライフル射撃競技を統括し、指導する。
- (2) 栃木県内のライフル射撃協会を代表して（社）日本ライフル射撃協会及び栃木県体育協会に加盟
- (3) 各種ライフル射撃競技会の主催または後援
- (4) 各種競技規則の制定
- (5) 射手の段級審査及び推薦業務
- (6) 銃器及び弾薬の検定協力
- (7) 射撃に必要な銃器、用具、弾薬を斡旋し、県内射撃場の開設並びに整備に協力
- (8) 射撃に関する資料を収集し調査研究を行い、また講演講習を行う
- (9) その他本会の目的遂行に必要な事業

### 第3章 会 員

- 第6条(会 員) 本会は、ライフル射撃を行うものでアマチュア規程に抵触しないものを以って会員とする。
- (1) この会の趣旨に賛同しその目的達成に協力する者
  - (2) 銃の所持許可を有する者で、(社)日本ライフル射撃協会規程による銃の所持者
  - (3) 警察、刑務所等に勤務するピストルの公認所持者
  - (4) 栃木県内高等学校の射撃部及び高等学校の生徒
  - (5) その他当協会で認めた者

### 第4章 役員の種類及び選任・任務・任期

第7条(種類定数) 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長	1名
(2) 副 会 長	3名
(3) 理 事 長	1名
(4) 副 理 事 長	1名
(5) 理 事	若干名
(6) 監 事	2名

- 第8条(選 任)
- 1 本会の理事及び監事は、総会において会員の中から互選によって選出する。
  - 2 前項のほか、会長は総会にはかつて学識経験者から若干名の理事委嘱することが出来る。
  - 3 会長、副会長、理事長は、総会において理事の中から選任する。

- 第9条(任 期)
- 1 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事長は、総会等における決議に基づき会の運営に当たり、あわせて会務を処理し会長を補佐し会長、副会長共に事故あるときは、その職務を代行すると共に理事相互の連絡融和をはかる。
  - 4 理事は、会務の執行におたる。
  - 5 監事は、本会の経理を監査する。
  - 6 監事は、理事との兼務は出来ない。

- 第10条(任 期)
- 1 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 2 役員に欠員が生じたときは、補欠選任することが出来る。補欠による役員の内任期は前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は任期満了となっても後任者の決定するまではその職務を行う。

## 第 11 条（名誉会長・顧問・参与及び惨事）

- 1 本会は、名誉会長を推載し顧問、参与及び惨事若干名をおくことができる。
- 2 名誉会長、顧問、参与は会長の諮問機関とし、惨事は理事長の諮問機関とする。

## 第 5 章 会 議

### 第 12 条（種 類）

- 1 会議は、総会と理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

### 第 13 条（定 員 数）

- 1 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することが出来ない。ただし委任を認め、かつ書面によってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することが出来ない。ただし委任を認め、かつ書面によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

### 第 14 条（召 集）

- 1 通常総会は、年 1 回会長これを招集する。
- 2 臨時総会は、次の場合これを招集する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 監事が会議の目的事項を示して請求したとき
  - (3) 理事または会員の 3 分の 1 以上が会議の目的事項を示して請求したとき
  - (4) 前 2 号または 3 号の請求があったとき会長は 1 ヶ月以内に総会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、会長これを招集する。ただし軽易な事項に関しては理事長これを召集し会長の事後承認をえるものとする。

### 第 15 条（審議事項）

- 1 総会は、本会の意思を決定し会長が議長となる。
- 2 総会には、次の事項を審議するものとする。
  - (1) 前年度の事業報告及び収支決算についての事項
  - (2) 当該年度の事業計画及び収支予算についての事項
  - (3) 役員を選任
  - (4) その他、重要な事項
- 3 理事会には次の事項を審議する。
  - (1) 総会で審議する事項
  - (2) 事業の細部に関する事項
  - (3) 会長から審託された事項
  - (4) その他、重要な事項

### 第 16 条（議 事 録）

本会は、総会、理事会の議事録を作成しこれを保存する。

## 第6章 会 計

- 第17条（経 費）
- 1 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
  - 2 本会の会費は、次のとおりとする。
    - (1) 一般会員 年額 円
    - (2) 生 徒 年額 円（高校生以下）
  - 3 会費は、毎年4月30日までに納入するものとする。

第18条（会計年度） 本会の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7賞 慶弔激励金

- 第19条（慶弔激励金）
- 1 理事が死亡したときは、弔慰金を支出する。
  - 2 会員が国民体育大会に、監督、選手で出場したときは、激励金を支出する。
  - 3 慶弔金の額及び支払方法については、本会の予算の範囲内において、社会通念及び慣例を勘案して、理事会が協議決定する。
  - 4 その他、当協会において必要と認めるとき。

## 第8章 事 務 局

第20条（事務局） 本会の事務を処理するため事務局を設け事務職員をおくことが出来る。

## 第9章 会則の変更

第21条（会則の変更） 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意によって変更することが出来る。

## 第10章 附 則

第22条（会の執行） 本会は、昭和34年4月1日より執行する。

昭和41年	3月25日	一部会則変更
昭和47年	6月18日	〃
昭和56年	5月17日	〃
平成 元年	5月 1日	〃
平成 2年	7月 8日	〃
平成 8年	4月14日	〃